

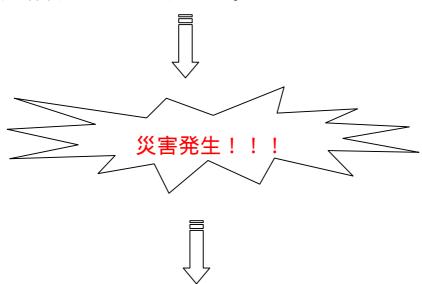
事前届出

車両の「使用本拠の位置」を管轄する警察署へ書類を提出する。 必要書類は、「3 手続きに必要なもの」を参照。



事前届出済証の交付を受ける。

緊急通行車両は、「緊急通行車両等事前届出済証」 規制除外車両は、「規制除外車両事前届出済証」 大切に保管しておいてください。



確認標章の交付申請手続き

最寄りの警察署又は検問所へ、 で交付を受けた「事前届出済証」 と必要書類を提出。

必要書類は、「3 手続きに必要なもの」を参照。



確認標章と確認証明書の交付を受ける。

前面ガラスの内側に見えやすいように置いて、出発します。